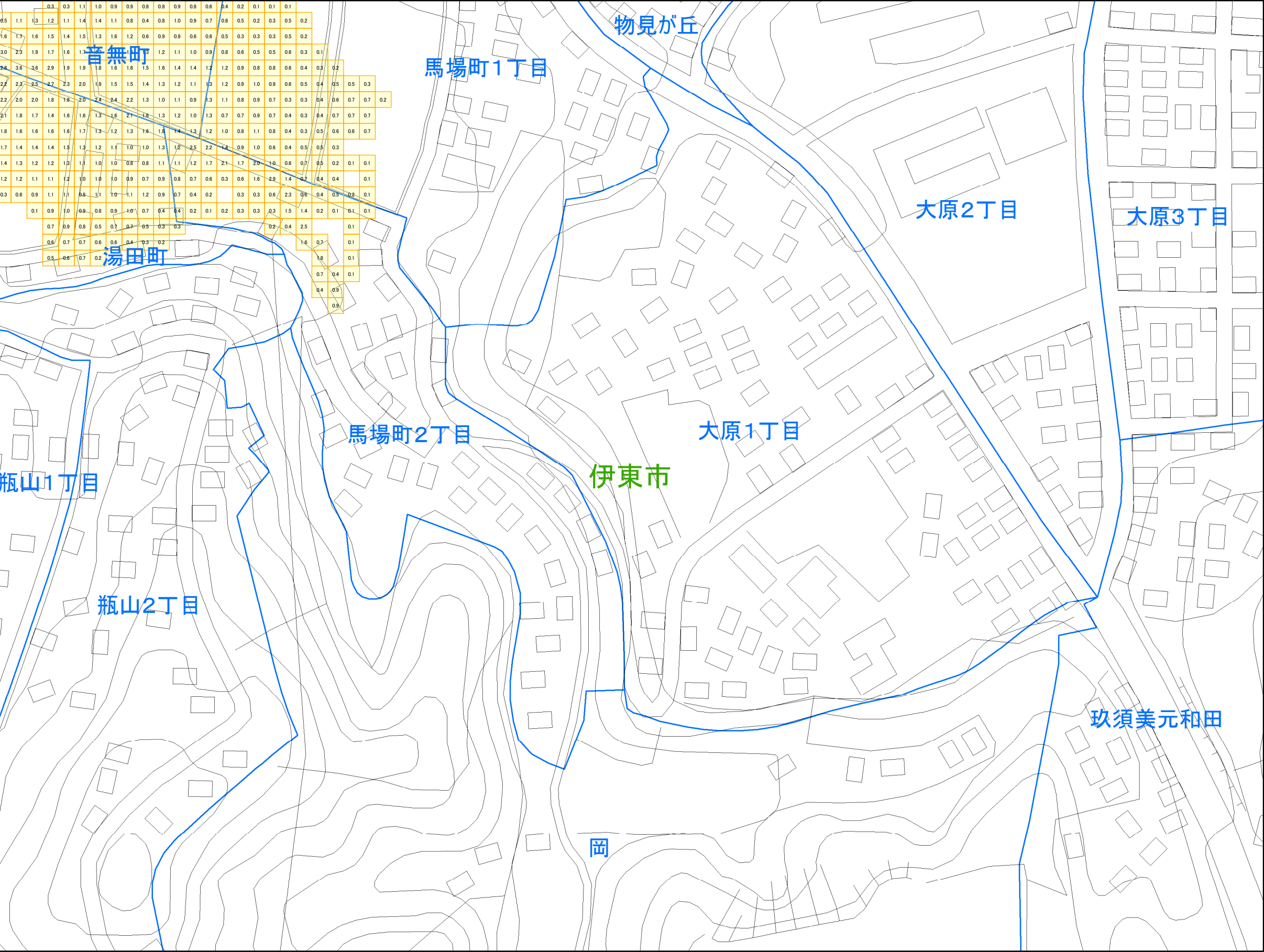
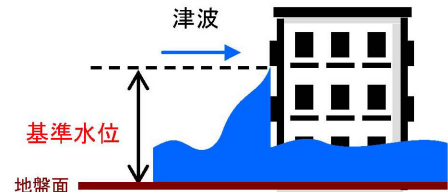




＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



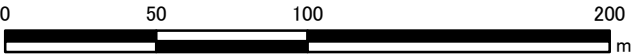
【地形（標高）データ】
○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年度時点の海岸における3D電子地図、基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
○「背景地図」は平成25年に刊行された数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

（令和7年7月24日追加）
（この追加に伴う、津波災害警戒区域の変更はありません）

様式－2
津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位（数字は地盤面からの高さ（m））
	市町村界
	町丁目界



縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
	告示番号	第127号
	告示年月日	令和5年3月7日
	市町村名 箇所番号	伊東市 24-101